

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所（現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」）が作成し、PDF ファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及び PDF ファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

中華人民共和国個人情報保護法

（2021年8月20日第13期全国人民代表大会常務委員会第30回会議において採択、
2021年11月1日施行）

目次

第1章 総則

第2章 個人情報処理規則

第1節 一般規定

第2節 機微な個人情報の処理規則

第3節 国家機関による個人情報処理に係る特別規定

第3章 個人情報の越境提供に係る規則

第4章 個人情報処理活動における個人の権利

第5章 個人情報処理者の義務

第6章 個人情報保護職責を履行する部門

第7章 法的責任

第8章 附則

第1章 総則

第1条 個人情報に係る権益を保護し、個人情報処理活動を規範化し、個人情報の合理的な利用を促進するため、憲法に基づき、本法を制定する。

第2条 自然人の個人情報は、法的保護を受け、いかなる組織及び個人も、自然人の個人情報に係る権益を侵害してはならない。

第3条 中華人民共和国国内において自然人の個人情報を処理する活動に、本法を適用する。

中華人民共和国国外において中華人民共和国国内の自然人の個人情報を処理する活動についても、次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、本法を適用する。

(一) 国内の自然人に対して製品又はサービスを提供することを目的とする場合

(二) 国内の自然人の行為を分析又は評価する場合

(三) 法律・行政法規で定めるその他の事由

第4条 個人情報とは、電子的又はその他の方式により記録された、既に識別されている又は識別可能な自然人と関係する各種情報であり、匿名化処理後の情報は含まれない。

個人情報の処理には、個人情報の収集、保存、使用、加工、送信、提供、公開、削除等が含まれる。

第5条 個人情報を処理する場合には、適法、正当、必要及び信義誠実の原則を遵守しなけ

ればならず、誤導、詐欺、強迫等の方式を通じて個人情報を処理してはならない。

第6条 個人情報を処理する場合には、明確で合理的な目的を有しなければならず、かつ、処理目的と直接関連し、個人の権益に対する影響が最小である方式を採用しなければならない。

個人情報を収集する場合には、処理目的を実現する最小範囲に限定しなければならず、個人情報を過度に収集してはならない。

第7条 個人情報を処理する場合には、公開透明の原則を遵守し、個人情報処理規則を公開し、処理の目的、方式及び範囲を明示しなければならない。

第8条 個人情報を処理する場合には、個人情報の質を保証し、個人情報が不正確又は不完全であることにより個人の権益に不利な影響を及ぼすことを回避しなければならない。

第9条 個人情報処理者は、その個人情報処理活動に対して責任を負い、かつ、必要な措置を講じ、処理する個人情報の安全を保障しなければならない。

第10条 いかなる組織及び個人も、他人の個人情報を不法に収集、使用、加工又は送信してはならず、他人の個人情報を不法に売買、提供又は公開してはならない。また、国家の安全又は公共の利益を害する個人情報処理活動に従事してはならない。

第11条 国は、個人情報保護制度を確立して健全化し、個人情報に係る権益を侵害する行為を予防及び処罰し、個人情報保護に係る宣伝教育を強化し、政府、企業、関連社会組織及び公衆が共同で個人情報保護に参加する良好な環境の形成を推進する。

第12条 国は、個人情報保護に係る国際規則の制定に積極的に参加し、個人情報保護方面の国際交流及び協力を促進し、他の国、地域及び国際組織との間の個人情報保護に係る規則・標準等の相互承認を推進する。

第2章 個人情報処理規則

第1節 一般規定

第13条 次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合に限り、個人情報処理者は、個人情報を処理することができる。

(一) 個人の同意を取得している場合

(二) 個人が一方当事者である契約の締結若しくは履行のために必要であり、又は法により制定された労働規則制度及び法により締結された集団契約に従って人的資源管理を実施するのに必要である場合

(三) 法定の職責又は法定の義務の履行のために必要である場合

(四) 突発の公共衛生事件に対応するため、又は緊急の状況において自然人の生命、健康及び財産の安全を保護するために必要である場合

(五) 公共の利益のために新聞報道、世論監督等の行為を実施し、合理的な範囲内で個人情報を処理する場合

(六) 個人が自ら公開し、又はその他既に適法に公開されている個人情報を、本法の規定により合理的な範囲内において処理する場合

(七) 法律・行政法規で定めるその他の事由

本法のその他の関係規定により個人情報を処理する場合には、個人の同意を取得しな

なければならない。但し、前項第2号乃至第7号に定める事由がある場合には、個人の同意を取得する必要はない。

第14条 個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合には、当該同意は、個人が十分に情報を与えられているという前提の下で、自由意思により、かつ、明確に行われなければならない。個人情報を処理する場合には個人の単独の同意又は書面による同意を取得しなければならない旨を法律・行政法規が規定している場合には、その規定に従う。

個人情報の処理目的、処理方式及び処理する個人情報の種類に変更が生じた場合には、個人の同意を新たに取得しなければならない。

第15条 個人の同意に基づいて個人情報を処理する場合には、個人は、その同意を撤回する権利を有する。個人情報処理者は、同意を撤回する簡便な方式を提供しなければならない。

個人による同意の撤回は、撤回前に個人の同意に基づいて既に行われた個人情報処理活動の効力に影響しない。

第16条 個人情報処理者は、個人がその個人情報の処理に同意しないこと又は同意を撤回したことを理由として、製品又はサービスの提供を拒絶してはならない。但し、個人情報の処理が製品又はサービスの提供に必要なものであるものに属する場合を除く。

第17条 個人情報処理者は、個人情報を処理する前に、目立つ方式及び明瞭で分かりやすい言葉により、真実、正確かつ完全に、次の各号に掲げる事項を個人に告知しなければならない。

- (一) 個人情報処理者の名称又は氏名及び連絡先
- (二) 個人情報の処理目的及び処理方式並びに処理する個人情報の種類及び保存期間
- (三) 本法に定める権利を個人が行使する場合の方式及び手続
- (四) 告知しなければならない旨が法律・行政法規に規定されているその他の事項

前項に定める事項に変更が生じた場合には、変更部分を個人に告知しなければならない。

個人情報処理規則を制定するという方式を通じて、第1項に定める事項を個人情報処理者が告知する場合には、処理規則は、公開され、かつ、閲覧及び保存に便宜が図られなければならない。

第18条 個人情報処理者は、個人情報を処理する場合において、秘密を保持しなければならない旨又は告知する必要がある旨を規定する法律・行政法規があるときは、前条第1項に定める事項を個人に告知しないことができる。

緊急の状況において、自然人の生命、健康及び財産の安全を保護するために遅滞なく個人に告知することができない場合には、個人情報処理者は、緊急状況が消滅した後に遅滞なく告知しなければならない。

第19条 法律・行政法規に別段の定めがある場合を除き、個人情報の保存期間は、処理目的を実現するのに必要な最短の期間としなければならない。

第20条 2以上の個人情報処理者は、個人情報の処理目的及び処理方式を共同で決定する場合には、各自の権利及び義務を約定しなければならない。但し、当該約定は、個人がそのうちのいずれかの個人情報処理者に対して本法に定める権利の行使を要求することに影響しない。

個人情報処理者は、個人情報を共同で処理する場合において、個人情報に係る権益を

侵害し損害を及ぼしたときは、法により連帯責任を負わなければならない。

第21条 個人情報処理者は、個人情報の処理を委託する場合には、処理を委託する目的、期間、処理方式、個人情報の種類、保護措置並びに双方の権利及び義務等を受託者と約定し、かつ、受託者の個人情報処理活動に対して監督を行わなければならない。

受託者は、約定に従って個人情報を処理しなければならない。約定の処理目的、処理方式等を逸脱して個人情報を処理してはならない。委託契約が効力を生じず、無効であり、取り消され、又は終了した場合には、受託者は、個人情報を個人情報処理者に返還し、又は削除をしなければならない。保管してはならない。

個人情報処理者の同意を経ずに、受託者は、個人情報の処理を他人に再委託してはならない。

第22条 個人情報処理者は、合併、分割、破産被宣告等の原因により個人情報を移転する必要がある場合には、受領者の名称又は氏名及び連絡先を個人に告知しなければならない。受領者は、個人情報処理者の義務の履行を継続しなければならない。受領者は、当初の処理目的又は処理方式を変更する場合には、本法の規定により個人の同意を新たに取得しなければならない。

第23条 個人情報処理者は、その処理する個人情報を他の個人情報処理者に提供する場合には、受領者の名称又は氏名、連絡先、処理目的、処理方式及び個人情報の種類を個人に告知し、かつ、個人の単独の同意を取得しなければならない。受領者は、上述の処理目的、処理方式及び個人情報の種類等の範囲内において個人情報を処理しなければならない。受領者は、当初の処理目的又は処理方式を変更する場合には、本法の規定により個人の同意を新たに取得しなければならない。

第24条 個人情報処理者は、個人情報を利用して、自動化された意思決定を行う場合には、意思決定の透明性及び結果の公平性及び公正性を保証しなければならない。取引価格等の取引条件上、個人に対して不合理な差をつけた待遇を実行してはならない。

自動化された意思決定方式を通じて、個人に情報配信又は商業的マーケティングを行う場合には、その個人的な特徴に焦点を定めていない選択肢を同時に提供し、又は簡便な拒絶方式を個人に提供しなければならない。

自動化された意思決定方式を通じて、個人の権益に重大な影響がある決定を行う場合には、個人は、説明をするよう個人情報処理者に要求する権利を有し、かつ、個人情報処理者が自動化された意思決定方式のみを通じて決定を行うことを拒絶する権利を有する。

第25条 個人情報処理者は、その処理する個人情報を公開してはならない。但し、個人の単独の同意を取得した場合を除く。

第26条 公共の場所において画像採取及び個人の身分識別設備を据え付ける場合には、公共の安全を維持するのに必要であり、国の関係規定を遵守し、かつ、目立つ注意喚起標識を設置しなければならない。収集した個人の画像及び身分識別情報は、公共の安全を維持する目的にのみ用いることができ、その他の目的に用いてはならない。但し、個人の単独の同意を取得した場合を除く。

第27条 個人情報処理者は、合理的な範囲内において、個人が自ら公開し、又はその他既に適法に公開されている個人情報を処理することができる。但し、個人が明確に拒絶している場合を除く。個人情報処理者は、既に公開されている個人情報を処理する場合に

において、個人の権益に重大な影響があるときは、本法の規定により個人の同意を取得しなければならない。

第2節 機微な個人情報の処理規則

第28条 機微な個人情報とは、一旦漏洩され、又は不法に使用されると、自然人の人格・尊厳が侵害を受け、又は人身及び財産の安全が危害を受けることにつながりやすい個人情報であり、生体識別、宗教信仰、特定の身分、医療健康、金融口座、移動軌跡等の情報及び14歳に満たない未成年者の個人情報が含まれる。

特定の目的及び十分な必要性があり、かつ、厳格な保護措置を講じる状況下においてのみ、個人情報処理者は、機微な個人情報を処理することができる。

第29条 機微な個人情報を処理する場合には、個人の単独の同意を取得しなければならない。機微な個人情報を処理する場合には書面による同意を取得しなければならない旨を法律・行政法規が規定している場合には、その規定に従う。

第30条 個人情報処理者は、機微な個人情報を処理する場合には、本法第17条第1項に定める事項のほか、機微な個人情報を処理する必要性及び個人の権益に対する影響も個人に告知しなければならない。但し、本法の規定により個人に告知しないことができる場合を除く。

第31条 個人情報処理者は、14歳に満たない未成年者の個人情報を処理する場合には、未成年者の父母その他の保護者の同意を取得しなければならない。

個人情報処理者は、14歳に満たない未成年者の個人情報を処理する場合には、専門の個人情報処理規則を制定しなければならない。

第32条 機微な個人情報の処理について、法律・行政法規が、関連する行政許可を取得しなければならない旨を規定し、又はその他の制限を行っている場合には、その規定に従う。

第3節 国家機関による個人情報処理に係る特別規定

第33条 国家機関が個人情報を処理する活動に、本法を適用する。本節に特別規定がある場合には、本節の規定を適用する。

第34条 国家機関は、法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合には、法律・行政法規で定める権限及び手続により行わなければならない、法定の職責の履行に必要な範囲及び限度を逸脱してはならない。

第35条 国家機関は、法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合には、本法の規定により告知義務を履行しなければならない。但し、本法第18条第1項に定める事由がある場合又は告知が国家機関による法定の職責の履行を妨げることとなる場合を除く。

第36条 国家機関が処理する個人情報は、中華人民共和国国内において保存されなければならない。国外に提供する必要が確かにある場合には、安全評価を行わなければならない。安全評価については、支持及び協力を与えるよう関係部門に要求することができる。

第37条 法律・法規により授権された、公共事務を管理する職能を有する組織は、法定の職責を履行するために個人情報を処理する場合には、国家機関による個人情報処理に関

する本法の規定を適用する。

第3章 個人情報の越境提供に係る規則

第38条 個人情報処理者は、業務等の必要により中華人民共和国国外に個人情報を提供する必要が確かにある場合には、次の各号に掲げる条件のいずれかを具備しなければならない。

- (一) 本法第40条の規定により、国のネット情報部門が組織する安全評価を通過すること。
- (二) 国のネット情報部門の規定に従い、専門機構が行う個人情報保護認証を経ること。
- (三) 国のネット情報部門が制定した標準契約に従い、国外の受領者と契約を締結し、双方の権利及び義務を約定すること。
- (四) 法律・行政法規又は国のネット情報部門が定めるその他の条件

中華人民共和国が締結又は参加する国際条約・協定に、中華人民共和国国外に対する個人情報提供の条件等について規定がある場合には、その規定に従って執行することができる。

個人情報処理者は、必要な措置を講じ、国外の受領者による個人情報処理の活動が本法に定める個人情報保護標準に達するよう保障しなければならない。

第39条 個人情報処理者は、中華人民共和国国外に個人情報を提供する場合には、国外の受領者の名称又は氏名、連絡先、処理目的、処理方式、個人情報の種類並びに個人が国外の受領者に対して本法所定の権利を行使する場合の方式及び手続等の事項を個人に告知し、かつ、個人の単独の同意を取得しなければならない。

第40条 重要な情報インフラの運営者及び国のネット情報部門が定める数量に達する個人情報を処理する個人情報処理者は、中華人民共和国国内において収集及び生成した個人情報を国内に保存しなければならない。国外への提供が確かに必要である場合には、国のネット情報部門が組織する安全評価を通過しなければならない。安全評価を行わないことができる旨を法律・行政法規及び国のネット情報部門が規定している場合には、その規定に従う。

第41条 中華人民共和国の主管機関は、関係する法律及び中華人民共和国が締結若しくは参加する国際条約・協定に基づき、又は平等互惠原則に従い、国内に保存されている個人情報の提供に関する外国の司法又は法執行機構の請求を処理する。中華人民共和国の主管機関の承認を経ずに、個人情報処理者は、外国の司法又は法執行機構に対し、中華人民共和国国内に保存されている個人情報を提供してはならない。

第42条 国外の組織又は個人が中華人民共和国の公民の個人情報に係る権益を侵害し、又は中華人民共和国の国家の安全及び公共の利益を害する個人情報処理活動に従事した場合には、国のネット情報部門は、個人情報の提供を制限又は禁止するリストに当該組織又は個人を組み入れ、公告をし、かつ、当該組織又は個人への個人情報の提供を制限又は禁止する等の措置を講じることができる。

第43条 いずれの国又は地域が個人情報保護方面において、中華人民共和国に対し、差別的な禁止、制限又はその他の類似措置を講じた場合にも、中華人民共和国は、実際の状況に基づき、当該国又は地域に対して対等に措置を講じることができる。

第4章 個人情報処理活動における個人の権利

第44条 個人は、自身の個人情報の処理について知る権利及び決定権を享有し、他人がその個人情報について処理を行うことを制限し、又は拒絶する権利を有する。但し、法律・行政法規に別段の定めがある場合を除く。

第45条 個人は、自身の個人情報を閲覧及び複製させるよう個人情報処理者に求める権利を有する。但し、本法第18条第1項又は第35条に定める事由がある場合を除く。

個人が自身の個人情報の閲覧又は複製を請求した場合には、個人情報処理者は、遅滞なく提供しなければならない。

個人が個人情報をその指定する個人情報処理者に移転するよう請求した場合において、国のネット情報部門が定める条件に適合するときは、個人情報処理者は、移転のルートを提供しなければならない。

第46条 個人は、自身の個人情報が不正確又は不完全であることを発見した場合には、個人情報処理者に訂正又は補足を請求する権利を有する。

個人が自身の個人情報の訂正又は補足を請求した場合には、個人情報処理者は、その個人情報について確認をし、かつ、遅滞なく訂正又は補足しなければならない。

第47条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、個人情報処理者は、個人情報を自発的に削除しなければならない。個人情報処理者が削除しない場合には、個人は、削除を請求する権利を有する。

(一) 処理目的が既に実現され、若しくは実現不可能となり、又は処理目的の実現のために必要でなくなったとき。

(二) 個人情報処理者が製品若しくはサービスの提供を停止し、又は保存期間が既に満了したとき。

(三) 個人が同意を撤回したとき。

(四) 個人情報処理者が法律・行政法規に違反し、又は約定に違反して個人情報を処理したとき。

(五) 法律・行政法規で定めるその他の事由

法律・行政法規で定める保存期間が満了せず、又は個人情報の削除が技術的に実現困難な場合には、個人情報処理者は、保存及び必要な安全保護措置の採用以外の処理を停止しなければならない。

第48条 個人は、自身の個人情報の処理規則について説明を行うよう個人情報処理者に要求する権利を有する。

第49条 自然人が死亡した場合には、その者の近親族は、自身の適法・正当な利益のために、死者に関する個人情報について本章に定める閲覧、複製、訂正、削除等の権利を行使することができる。但し、死者が生前に別段の手配をしていた場合を除く。

第50条 個人情報処理者は、個人の権利行使に係る申請受理及び処理の簡便なメカニズムを確立しなければならない。個人の権利行使に係る請求を拒絶する場合には、理由を説明しなければならない。

個人情報処理者が個人の権利行使に係る請求を拒絶した場合には、個人は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

第5章 個人情報処理者の義務

第51条 個人情報処理者は、個人情報の処理目的、処理方式、個人情報の種類及び個人の権益に対する影響、存在する可能性のあるセキュリティリスク等に基づき、次の各号に掲げる措置を講じて個人情報処理活動が法律・行政法規の規定に適合することを確保し、かつ、授權を経ないアクセス並びに個人情報の漏洩、改ざん及び紛失を防止しなければならない。

- (一) 内部管理制度及び操作規程を制定すること。
- (二) 個人情報について分類管理を実行すること。
- (三) 相応の暗号化、非識別化等の安全技術措置を講じること。
- (四) 個人情報処理の操作権限を合理的に確定し、かつ、従業員に対して安全教育及び研修を定期的に行うこと。
- (五) 個人情報セキュリティインシデント緊急時対応案を制定し、かつ、実施を組織すること。
- (六) 法律・行政法規で定めるその他の措置

第52条 個人情報の処理が国のネット情報部門が定める数量に達した個人情報処理者は、個人情報保護責任者を指定し、個人情報処理活動及び講じた保護措置等に対して監督を行うことに責任を負わせなければならない。

個人情報処理者は、個人情報保護責任者の連絡先を公開し、かつ、個人情報保護責任者の氏名、連絡先等を、個人情報保護職責を履行する部門に提出しなければならない。

第53条 本法第3条第2項に定める中華人民共和国国外の個人情報処理者は、中華人民共和国国内において専門機構を設立し、又は代表を指定して、個人情報保護の関連事務の処理に責任を負わせ、かつ、関係機構の名称又は代表の氏名、連絡先等を、個人情報保護職責を履行する部門に提出しなければならない。

第54条 個人情報処理者は、その個人情報の処理の法律・行政法規遵守に係る状況についてコンプライアンス監査を定期的に行わなければならない。

第55条 次の各号に掲げる事由のいずれかがある場合には、個人情報処理者は、個人情報保護影響評価を事前に行い、かつ、処理状況について記録を行わなければならない。

- (一) 機微な個人情報を処理すること。
- (二) 個人情報を利用して、自動化された意思決定を行うこと。
- (三) 個人情報の処理を委託し、他の個人情報処理者に個人情報を提供し、又は個人情報を公開すること。
- (四) 国外に個人情報を提供すること。
- (五) その他個人の権益に対して重大な影響を有する個人情報処理活動

第56条 個人情報保護影響評価には、次の各号に掲げる内容が含まなければならない。

- (一) 個人情報の処理目的、処理方式等が適法・正当・必要か否か
- (二) 個人の権益に対する影響及びセキュリティリスク
- (三) 講じた保護措置が適法・有効であり、かつ、リスクの程度と見合うものか否か

個人情報保護影響評価報告及び処理状況記録は、最低3年保存しなければならない。

第57条 個人情報の漏洩、改ざん又は紛失が発生し、又は発生する可能性がある場合には、

個人情報処理者は、直ちに救済措置を講じ、かつ、個人情報保護職責を履行する部門及び個人に通知しなければならない。通知には、次の各号に掲げる事項が含まれなければならない。

- (一) 個人情報の漏洩、改ざん又は紛失が発生し、又は発生する可能性のある情報の種類、原因及びもたらされる可能性のある危害
- (二) 個人情報処理者が講じる救済措置及び個人が講じることのできる危害軽減措置
- (三) 個人情報処理者の連絡先

個人情報処理者が措置を講じて、情報の漏洩、改ざん又は紛失が危害もたらすことを有効に回避することができる場合には、個人情報処理者は、個人に通知しないことができる。但し、個人情報保護職責を履行する部門は、危害をもたらす可能性があると認める場合には、個人情報処理者に個人への通知を要求する権利を有する。

第58条 重要なインターネットプラットフォームサービスを提供しており、ユーザー数が莫大で、かつ、業務類型が複雑な個人情報処理者は、次の各号に掲げる義務を履行しなければならない。

- (一) 国の規定に従って、個人情報保護コンプライアンス制度体系を確立して健全化し、主に外部の構成員により組織される独立機構を設立して個人情報保護の状況に対し監督を行わせること。
- (二) 公開・公平・公正の原則を遵守し、プラットフォーム規則を制定し、プラットフォーム内の製品又はサービス提供者の個人情報処理の規範及び個人情報保護の義務を明確にすること。
- (三) 法律・行政法規への重大な違反をして個人情報を処理したプラットフォーム内の製品又はサービス提供者に対して、サービスの提供を停止すること。
- (四) 個人情報保護に係る社会的責任報告を定期的に発布し、社会の監督を受け入れること。

第59条 委託を受け個人情報を処理する受託者は、本法及び関係する法律・行政法規の規定により、必要な措置を講じて、処理する個人情報の安全を保障し、かつ、個人情報処理者が本法に定める義務を履行することに協力しなければならない。

第6章 個人情報保護職責を履行する部門

第60条 国のネット情報部門は、個人情報保護業務及び関連する監督管理業務の統一的な計画・調整に責任を負う。国务院の関係部門は、本法及び関係する法律・行政法規の規定により、各自の職責の範囲内において、個人情報保護及び監督管理業務に責任を負う。

県級以上の地方人民政府の関係部門の個人情報保護及び監督管理の職責は、国の関係規定に従って確定する。

前2項に定める部門は、個人情報保護職責を履行する部門と総称する。

第61条 個人情報保護職責を履行する部門は、次の各号に掲げる個人情報保護職責を履行する。

- (一) 個人情報保護に係る宣伝教育を展開し、個人情報処理者による個人情報保護業務の展開を指導及び監督すること。
- (二) 個人情報保護と関係のある苦情申立・通報を受け付け、及び処理すること。

- (三) アプリケーションプログラム等の個人情報保護状況に対する測定評価の実行を組織し、かつ、測定評価結果を公布すること。
- (四) 違法な個人情報処理活動を調査及び処理すること。
- (五) 法律・行政法規で定めるその他の職責

第 62 条 国のネット情報部門は、関係部門が本法により次の各号に掲げる個人情報保護業務を推進することを統一的に計画・調整する。

- (一) 個人情報保護の具体的な規則・標準を制定すること。
- (二) 小規模な個人情報処理者、機微な個人情報の処理及び顔認証、人工知能等の新技術・新応用に対して、専門的な個人情報保護の規則・標準を制定すること。
- (三) 安全で便利な電子身分認証技術の研究開発及び普及応用を支持し、ネットワーク身分認証公共サービスの構築を推進すること。
- (四) 個人情報保護社会化サービス体系の構築を推進し、関係機構による個人情報保護評価・認証サービスの展開を支持すること。
- (五) 個人情報保護の苦情申立・通報業務メカニズムを完全化すること。

第 63 条 個人情報保護職責を履行する部門は、個人情報保護職責を履行する場合には、次の各号に掲げる措置を講じることができる。

- (一) 関係当事者への問合せ、個人情報処理活動に関係する状況の調査
- (二) 当事者の個人情報処理活動に関係する契約、記録、帳簿及びその他の関係資料の閲覧及び複製
- (三) 現場検査の実施、違法の嫌疑がある個人情報処理活動に対する調査の実行
- (四) 個人情報処理活動と関係する設備及び物品の検査。違法な個人情報処理活動に用いられるものである旨を証明する証拠がある設備及び物品に対しては、当該部門の主要責任者に書面報告し、かつ、認可を経た場合には、封印し、又は差し押さえることができる。

個人情報保護職責を履行する部門は、法により職責を履行し、当事者は、これに協力及び連携をしなければならず、拒絶及び妨害してはならない。

第 64 条 個人情報保護職責を履行する部門は、職責履行中に、個人情報処理活動に比較的大きいリスクが存在すること又は個人情報セキュリティインシデントが発生したことを発見した場合には、規定された権限及び手続に従い当該個人情報処理者の法定代表者若しくは主要責任者に対して約談を行うこと又は専門機構にその個人情報処理活動に対するコンプライアンス監査の実施を委託するよう個人情報処理者に要求することができる。個人情報処理者は、要求に従い、措置を講じ、是正を行い、潜在的リスクを除去しなければならない。

個人情報保護職責を履行する部門は、職責履行中に、個人情報を違法に処理し犯罪の嫌疑があることを発見した場合には、遅滞なく公安機関に移送して法により処理させなければならない。

第 65 条 いかなる組織及び個人も、違法な個人情報処理活動について、個人情報保護職責を履行する部門に苦情申立・通報を行う権利を有する。苦情申立・通報を受領した部門は、法により遅滞なく処理し、かつ、処理結果を苦情申立・通報者に告知しなければならない。

個人情報保護職責を履行する部門は、苦情申立・通報を受け付ける連絡先を公布しな

ければならない。

第7章 法的責任

第66条 本法の規定に違反して個人情報を処理し、又は個人情報の処理が本法に定める個人情報保護義務を履行していない場合には、個人情報保護職務を履行する部門が是正を命じ、警告をし、違法所得を没収し、違法に個人情報を処理するアプリケーションプログラムに対してはサービス提供の一時停止又は終了を命じる。是正を拒絶した場合には、併せて100万円以下の過料を科す。直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対しては、1万元以上10万円以下の過料を科す。

前項に定める違法行為がある場合において、情状が重大なときは、省級以上の個人情報保護職務を履行する部門が是正を命じ、違法所得を没収し、併せて5000万円以下又は前年度の営業額の100分の5以下の過料を科すこととし、かつ、関連業務の一時停止又は営業停止・整理を命じ、及び関係主管部門に知らせて関連業務許可証を取り消させ、又は営業許可証を取り消させることができる。直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対しては、10万元以上100万円以下の過料を科すこととし、かつ、一定の期間内において、関連企業の董事、監事、高級管理職及び個人情報保護責任者を務めることを禁止する旨を決定することができる。

第67条 本法に定める違法行為がある場合には、関係する法律・行政法規の規定により信用档案に記入し、かつ、これを公示する。

第68条 国家機関が本法に定める個人情報保護義務を履行しない場合には、その上級機関又は個人情報保護職務を履行する部門が是正を命じる。直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者に対しては、法によりこれを処分する。

個人情報保護職務を履行する部門の職員が、職務を懈怠し、職権を濫用し、又は私情にとらわれて不正行為をした場合において、なお犯罪を構成しないときは、法によりこれを処分する。

第69条 個人情報の処理が個人情報に係る権益を侵害し、損害をもたらした場合において、個人情報処理者は、自己に故意・過失がないことを証明することができないときは、損害賠償等の権利侵害責任を負わなければならない。

前項に定める損害賠償責任は、個人がこれにより受けた損失又は個人情報処理者がこれにより獲得した利益に従って確定する。個人がこれにより受けた損失及び個人情報処理者がこれにより獲得した利益が確定困難である場合には、実際の状況に基づき、賠償額を確定する。

第70条 個人情報処理者が本法の規定に違反して個人情報を処理し、多数の個人の権益を侵害した場合には、人民検察院、法律で定める消費者組織及び国のネット情報部門が確定する組織は、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

第71条 本法の規定に違反し、治安管理違反行為を構成する場合には、法により治安管理処罰をする。犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第8章 附則

第72条 自然人が個人又は家庭の事務を理由に個人情報を処理する場合には、本法を適用しない。

各級人民政府及びその関係部門が実施を組織する統計・档案管理活動における個人情報処理について法律に規定がある場合には、当該規定を適用する。

第73条 本法において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (一) 個人情報処理者とは、個人情報処理活動において、処理目的及び処理方式を自主的に決定する組織及び個人をいう。
- (二) 自動化された意思決定とは、コンピュータプログラムを通じて、個人の行為習慣、趣味嗜好又は経済、健康、信用状況等を自動分析・評価し、かつ、意思決定を行う活動をいう。
- (三) 非識別化とは、個人情報について、処理を経て、追加的な情報に依拠しない状況では特定の自然人を識別することを不可能にさせる過程をいう。
- (四) 匿名化とは、個人情報について、処理を経て、特定の自然人を識別することを不可能にし、かつ、復元不能にする過程をいう。

第74条 本法は、2021年11月1日から施行する。

（法令原文名称：中华人民共和国个人信息保护法）